

稲沢市立大里西小学校いじめ防止基本方針(概要版)

令和4年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為です。本校は、いじめはどの児童にも起こり得る問題ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

◎ いじめの防止等に関する具体的な取組

<未然防止の取組>

- 児童同士が互いに認め合い、共に成長していくことができる集団づくりに努めます。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育みます。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の育成に努めます。
- 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによるいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- いじめ防止等に関する年間計画を作成し、計画的に取り組みます。

<早期発見の取組>

- いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性にも着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 児童や保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
- 教職員がいじめに対する共通理解をもち、校内研修等を実施し、指導力の向上を目指します。

<いじめに対する措置>

- いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。
- いじめが解消している場合でも、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

<重大事態への対応>

- 重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応します。また、速やかに教育委員会に報告するとともに、関係機関との連携を図りながら対応していきます。
- 事実関係の調査・把握とともに、児童のケアを最優先に行い、重大事態の解決に向けて取り組んでいきます。

<学校の取組に対する検証・見直し>

- 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組状況については学校評価に位置付けるなど、PDCAサイクル(PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(評価)→ACTION(改善))を機能させ、組織的・継続的な改善に努めながら、実効性のある取組となるよう努めていきます。